

Ⅱ 学校教育の努力点

1 各教科等

(1) 各教科

- ① 各学校においては、「生きる力」を育むため、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成及びその円滑な実施に努める。
- ② 児童生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けることができるよう、学校の実態に応じて指導方法や指導体制の工夫改善に努める。
- ③ 「学力向上に向けた5つの提言」を踏まえた授業づくりを行い、児童生徒が「分かる喜び」「学ぶ楽しさ」を実感できるよう指導方法の工夫改善を図るとともに、問題解決的な学習の充実を図る。
- ④ 思考力、判断力、表現力等を育むために、習得、活用、探究相互の関連に配慮したカリキュラム編成と授業改善を一層進めるとともに、これらの学習活動の基盤となる言語に関する能力を高める学習活動の充実を努める。
- ⑤ 児童生徒が自ら課題意識を持って学習に取り組めるよう、主体的・対話的で深い学びのある授業づくりに努める。
- ⑥ 単元や題材の目標や学習活動に沿った具体的な評価規準を一層吟味するとともに、適切な評価方法の工夫改善に努め、児童生徒の自己評価・相互評価を活用して学習評価を行い、指導と評価の一体化に努める。
- ⑦ ICT や学校図書館等が児童生徒の主体的な学習を支える大切な学習環境であるとの認識に立ち、積極的な活用を図るとともに、情報モラル教育を推進する。
- ⑧ 授業と家庭学習の関連を図りながら、「家庭学習の手引き」等を活用した児童生徒の主体的な学習習慣の形成と家庭学習の充実に努める。

(2) 特別の教科 道徳（道徳科）

- ① 全体計画の作成に当たっては、学校教育目標の具現化に向けて、児童生徒、学校及び地域の実態を考慮した指導内容の重点化を図り、各学校の特色が生かされるよう創意工夫する。
- ② 全体計画には、学校の教育活動全体を通して行う道徳教育の指導内容及び時期、並びに家庭や地域社会との連携の方法を一覧にしたものを別葉として作成し、活用に努めるとともに、常に修正を加えるようにする。
- ③ 年間指導計画の作成に当たっては、全体計画に示した学校の特色や道徳教育の重点目標を反映した計画となるよう内容項目の配列や配当時数に配慮し、組織的・計画的に指導できるようにする。
- ④ 道徳教育を推進するに当たっては、校長の明確な方針の下、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を整え、全教職員が協力して道徳教育を展開するよう努める。
- ⑤ 道徳教育の要となる道徳科の指導においては、その特質を踏まえ、話し合ったり書いたりする言語活動を充実させるとともに、一人一人の児童生徒が道徳的課題を自分自身の問題として捉え、向き合えるような授業改善に努める。
- ⑥ 道徳科の授業の公開や家庭及び地域との連携を図るとともに、地域教材として「みやぎの先人集『未来への架け橋』（第1集・第2集・DVD 資料）」の積極的な活用に努める。
- ⑦ いじめ問題や情報モラル等、現代的な課題の扱いに留意し、これらの課題解決に主体的に関わろうとする意欲や態度を育てるよう努める。
- ⑧ 道徳科の評価に当たっては、組織的・計画的に行うよう努めるとともに、児童生徒がいかに成長したかを積極的に認め励

ます個人内評価として見取り、記述により表現し、数値による評価は行わない。

(3) 外国語活動

- ① 指導計画の作成に当たっては、児童や地域の実態に応じて、学年ごとに2学年を見通した目標を適切に定め、「コミュニケーション能力の素地を養うこと」の実現を図るように配慮する。その際、実際に単語を発音する、児童にとって身近なコミュニケーションの場面を設定する、ALTなどの異なる文化を持つ人々との交流の機会を設けるなど、言語や文化について体験を通して理解が深められるよう留意する。
- ② 高学年や中学校との情報交換や交流、連携したカリキュラム作成等、円滑な接続のための体制づくりを進める。
- ③ 積極的に外国語を聞いたり、話したりすることで、様々な相手と互いの思いを伝え合い、実際にコミュニケーションを図ることの楽しさを体験させるよう、ネイティブスピーカーや地域の人材、ICTを積極的に活用するなど、指導の工夫改善を図る。また、文部科学省より配布されているデジタル教材の活用を図り、授業力の向上に努める。
- ④ 評価については、学習指導要領の目標及び具体的な活動等に沿って評価の観点を設定し、観察、自己評価や相互評価等、様々な方法で総合的に評価する。
- ⑤ 指導要録の取扱いについては、数値で評価することはせず、児童の学習状況の顕著な事項について、その特徴を記入する。

(4) 総合的な学習の時間

- ① 学校教育目標を踏まえた上で、総合的な学習の時間の目標を設定し、育てようとする資質や能力、及び態度を明確にし、その実現に適した内容を基に全体計画や年間指導計画を作成する。その際、学年間や小・中学校間における系統性に留意する。
- ② 単元計画の中で、児童生徒の学習活動が「課題の設定」「情報の収集」「整理・

分析」「まとめ・表現」と探究的に進んでいくよう留意する。また、主体的な学習となるよう学習形態や指導体制を工夫したり、地域の方々の協力を得たりしながら豊かな学習活動の展開に努める。

- ③ 評価については、指導と評価の一体化を推進するために3観点で行い、期待される具体的な学習の姿を明らかにして評価していくようにする。またワークシートや作文、教師の観察、児童生徒の自己評価や相互評価等、様々な方法で児童生徒一人一人の学習の成果や意欲・態度、進歩の状況などを総合的に評価するよう努める。

(5) 特別活動

- ① 「集団活動」と「実践的な活動」という特別活動の特質を踏まえ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら、集団や自己の生活上の課題を解決することができるようになる。
- ② 全体指導計画作成の際には、求められる資質・能力の三つの柱に沿って作成することが大切である。また、児童生徒、地域、学校の実態を考慮し、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、生徒指導等との関連を図った全体計画を作成する。
- ③ 特別活動全体を通して、自治的能力や主権者として参画する力を育てる。そのために課題の見出し、合意形成、実践、自己の課題解決、意思決定を重視する。
- ④ 望ましい人間関係を築く力や社会性の育成を図るため、関わる力を高める体験活動や生活を改善する話し合い活動、異年齢活動等において、更に工夫改善を行う。
- ⑤ 特別活動を要としつつ各教科の特質に応じてキャリア教育の充実を図るため、学校・家庭及び地域における学習で学んだことを、キャリア・パスポート（平成31年3月29日付け例示資料）に蓄積すること、及び小・中・高等学校で引き継ぐことが求められている。キャリア・パスポートは、志シートを含め、育てたい

子供像から重点的な取組についての記録を蓄積するものとする。

- ⑥ 評価については、内容のまとまりごとの評価基準が求められる。各活動・学校行事について具体的な評価の観点を設定するとともに、振り返り活動を重視し、児童生徒の自己評価能力を高める。また、活動の結果だけでなく、活動の過程についての評価を大切にし、担任以外の教師とも共通理解を図って適切に評価できるようにする。

2 各種教育

(1) 志教育

- ① 志教育が目指す人や社会と関わる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていくというねらいの下、各学校において、志教育の「かかわる」「もとめる」「はたす」の3つの視点から教育活動を見直す。そのために、学年の発達段階と課題に応じてその重点を明確にした系統性を持った指導計画の作成と実践に努める。
- ② 「みやぎの先人集『未来への架け橋』(第1集・第2集・DVD資料)」の活用の在り方を探り、積極的に指導計画に位置付ける。
- ③ 小学校では、人や社会と関わる体験活動を身近なところから徐々に広げ、自分の役割を積極的に果たそうとする態度を育みながら、児童の自己有用感を高め、学習や生活への意欲を向上させる。
- ④ 中学校では、小学校での取組を踏まえ、各教科等の学習をはじめとする教育活動全体を通して、学ぶ意義の認識を深め、自らの生き方や将来に対する夢を育み志を高めながら、適切な進路選択や決定につなげていく学習活動の充実に努める。また、体験活動やボランティア活動等を通して人や社会のために役立とうとする中で、達成感や満足感、自己有用感を味

わわせ、将来にわたって社会の中で生きていく力の涵養を図る学習活動の充実に努める。

- ⑤ 志教育の推進に当たっては、外部人材の活用や関係機関との連携を図るとともに、自校の取組を家庭や地域へ発信するよう努める。

(2) 学ぶ土台づくり

- ① 宮城県幼児教育推進指針「みやぎの学ぶ土台づくり」に基づき、「目指す子供の姿」とこれを実現するための4つの基本方向、基本方向ごとの7つの取組について、教職員の理解を深める。
- ② 幼児教育から小学校教育への円滑な接続が図られるよう、保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校における幼児と児童及び職員間の相互交流を図るとともに、合同研修などを通して保幼小の連携の充実に努める。
また、幼児期に遊びを通して得た経験が、各教科の学習に生かされてつながるよう、保幼小接続期カリキュラムの整備と充実に努める。
- ③ 中学生を対象として子育ての楽しさやすばらしさを感じることができるよう、「親になるための教育」を推進する。また、宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」や出前講座等を活用しながら、親自身の学びや育ちを支援する。

(3) 防災教育

- ① 「みやぎ防災教育副読本」の活用を各教科等の年間指導計画に位置付けて、いかなる災害に遭っても、自分の命を守り、助け合い、生き抜くことができるよう、発達の段階に応じて、自ら考え、判断・行動し、進んで安全安心な社会づくりに参画できる力と心を身に付けさせる。
- ② 管理職及び防災担当者が不在の場合の責任者及び緊急時の対応、情報の収集・連絡・共有、応急手当、心のケアなども学校防災マニュアルに定め、全教職員に周知徹底する。

- ③ 各種研修会等を通じて、全教職員の資質・能力の向上を図ると共に、日頃から関係者が連携を深め、地域の災害特性を十分に踏まえた実効的な避難訓練を実施し、検証と防災マニュアルの見直し・改善を図る
- ④ 地域学校安全委員会等を設置し、日頃から関係者が連携を深め、児童生徒等及び地域の安全確保が円滑に行えるようにする。

(4) 心の教育

- ① 震災後の心の復興を目指した心の教育の意義、重要性を全教職員で共通理解し、児童生徒の心の変化や状況を把握して中長期的視点に立った心のケアに努める。
- ② 震災の体験を適切に生かし、命の大切さ、思いやりや感謝の念、人や地域の絆の重要性、個人と社会のつながりに気付かせる中で、教科の学習や体験活動との関連を図った心の教育の充実に努める。
- ③ 児童生徒の適切な援助希求的態度（悩みに対処する方法を知り困ったときに大人や専門機関に相談できるようになること、周囲にいる人の気掛かりな変化に気付き大人へつなげるようになること）を育てる SOS の出し方に関する教育を進める。

(5) 学校における体力向上

- ① 体力は、全ての活動の基盤となることから、児童生徒の運動に対する関心や意欲を喚起し、運動を通じた健康の保持増進と体力・運動能力の向上に向けた取組の充実を図る。
- ② 学校体育の核となる体育科・保健体育科の時間では、運動することの楽しさや喜びを味わえるような動機付けを大切にするとともに、発達の段階や個々の能力を考慮した指導・支援の工夫に努める。
- ③ 「体力・運動能力調査記録カード」を積極的に活用し、児童生徒の体力・運動能力に関する課題を学校全体で共有した上で、体育科・保健体育科を含めた教育活動全体を通し、具体的な改善策に取り組む。また、児童生徒一人一人が目標を

持って体力や運動能力の向上に主体的、継続的に取り組めるよう指導する。

- ④ 運動や健康維持の重要性を児童生徒と保護者等に発信し、健康や体力・運動能力に対する意識を高め、学校と家庭、地域社会が連携して児童生徒の健康維持や運動の習慣化を図るよう努める。
- ⑤ 集団として秩序正しく、能率的で安全な行動の仕方について、体育科・保健体育科の時間における指導を基盤としながら、学校の教育活動全体を通して指導する。
- ⑥ 体育施設等について日常的な点検整備を図り、児童生徒が安心安全に運動やスポーツが行える環境を整える。

(6) 学校保健

- ① 児童生徒の心身の健康の保持増進を期し、保健教育と保健管理の充実を図るため、健康診断、環境衛生検査、保健指導等に関する指導計画を見直し、整備する。特に保健教育の推進に当たっては、教育課程全体を通して教科等横断的な指導を行う。
- ② 基本的な生活習慣の乱れ、虫歯や口腔衛生、肥満の問題、心の健康など、児童生徒が直面している健康課題について、体育科・保健体育科と関連を図るとともに、教師間の連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じて指導を行うよう努める。
- ③ 薬物乱用防止教室については、学校が進める薬物乱用防止教育の一環として学校保健計画に位置付け、地域の実情や児童生徒の発達の段階を踏まえ、全ての学校で年1回は必ず実施する。
- ④ がん教育の実施に当たって、小学校においては健康と生命の大切さを考えることができるようにし、中学校では、がんについて正しく理解することができるよう指導する。
- ⑤ 学校保健委員会等の組織活動の活性化を図るとともに、必要に応じて小・中学校間や地域の関係機関等と連携を密にし

た健康教育を推進する。

(7) 安全教育

- ① 児童生徒の安全の確保を図るため、「みやぎ学校安全基本指針」と「みやぎ学校安全推進計画」等に基づき、学校の施設・設備の安全点検、通学を含めた学校生活、その他日常生活における安全に関する指導事項について、学校の実態に応じた学校安全計画を策定するとともに、取組を進める。
- ② 安全教育（児童生徒等が危険を察知し、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全のために貢献する力と心を育てる）と安全管理（児童生徒等を取り巻く環境を安全に整える）の活動を円滑に進めるために校内組織を整備し機能性を高めるとともに、家庭・地域社会との連携を図る組織活動の体制を確立する。
- ③ 三段階の危機管理（日常の危機管理、発生時の危機管理、発生後の危機管理）について、管理職及び防災担当者が不在の場合の責任者及び緊急時の対応、情報の収集・連絡・共有、応急手当、心のケアなどを学校防災マニュアルに定め、見直し・改善を図りながら全教職員に周知徹底しておく。
- ④ 放射線等に関する指導については、地域、児童生徒の実態や発達の段階に応じて、文部科学省発行の副読本等を活用し、基礎的な性質等の理解を深めるようにする。

(8) 食に関する指導

- ① 食に関する指導が健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎を培うものであることを確認し、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画の見直し、整備を図るとともに、全教職員の共通理解の下、学校の教育活動全体を通して指導する。
- ② 指導に当たっては、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化の6つの視点により、食を通しての喜びや楽しさ、健康の保持増進、自ら判断できる力、感謝する気持ち、人間関係形成能力、尊重する心を養

う。また、学校給食の持つ教育的効果を引き出すような指導に努める。

- ③ 栄養教諭等の専門性を生かしたり、教科等における学習の内容と関連を図った指導を行ったりするなど、教職員間の連携に努める。
- ④ 家庭や地域においても食育に対する理解が進み、食育の取組が推進されるよう啓発し、学校・家庭・地域が連携した取組を行うことができるように努める（地域人材の積極的な活用、地域の産物の活用や郷土の食文化の伝承等）。
- ⑤ 学校給食において、食物アレルギー、極端な偏食、肥満・痩身傾向、嚥下機能障害、その他様々な個別対応が必要となる場合は、安全性を最優先とし保護者との相談や細やかな調整を行うとともに、給食センターや市町担当課と十分に連携・検討して方針を決定し、丁寧な対応に努める。

(9) 進路指導

- ① 自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、他教科等との関連を図りながら指導計画を作成する。
- ② 様々な生き方や進路の選択の可能性について理解させ、自らの意見と責任で選択できるよう指導・支援を工夫する。
- ③ 自己の進路を主体的に考えられるように学級活動でのガイダンス機能や進路相談活動に努める。
- ④ キャリア・パスポート（志シート等）を活用し、学校・家庭及び地域における学習や生活の見通しを立てて学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を充実させる。
- ⑤ 進路選択に当たっては、進路指導コーナーや進路だより等を活用し、生徒及び保護者に多様かつ最新の進路情報を積極的に提供する。

(10) 国際理解教育

- ① 児童生徒の実態や学校及び地域の実情

を踏まえ、自国及び外国の生活や文化、習慣に対する理解を深め、国際性を身に付けさせるなどのねらいの下、体験的な活動（オンライン含む）を積極的に取り入れた指導計画を作成する。

- ② 外国語活動・外国語や国際交流活動等の国際理解に資する活動との関連を図りながら指導の充実に努める。また、外国語指導助手や地域に住む外国人との触れ合いを大切にし、身近なところから他の国々とのつながりを実感できるようにする。さらに、各教科等との関連を図りながら国際理解への関心を高めることができるような体験的な活動等を工夫する。
- ③ 日本語指導が必要な外国人児童生徒等が学校生活に適應できるよう、文化的背景を踏まえて家庭や関係機関と連携を図り、言語指導等の支援に努める。また、児童生徒が互いに認め、尊重し合えるような学校環境づくりに配慮する。
- ④ 校内組織及び研修体制を整備し、教職員自らも国際化の進展に対応できるよう研鑽に努める。また、校内における帰国児童生徒・海外派遣教員等の体験を生かすなど、国際理解に関する研修の充実に図る。

参考（文部科学省ウェブサイト）

- ・外国人児童生徒受入れの手引き（改訂版）
- ・外国人児童生徒教育研修マニュアル
- ・外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA
- ・「特別の教育課程」による日本語指導に関する事項

(11) 情報教育

- ① 児童生徒の発達の段階や各教科等の目標及び内容を踏まえ、学校の教育活動全体を通して、情報活用能力を組織的・計画的に育成していくよう努める。また、情報モラルについても、発達の段階に応じて計画的・継続的に進められるよう指導計画を作成する。
- ② 小学校においては、教育課程全体を見

渡し、プログラミング的思考を育てる授業実践を積み重ねる。中学校においても技術・家庭科（技術分野）においてプログラミングに関する内容を充実させる。

（参考：文科省ウェブサイト「小学校プログラミング教育の手引き（第三版）」）

- ③ 各教科等の学習目標を達成するために、教材・教具や学習ツールの一つとして、GIGA スクール構想により整備された 1 人 1 台端末を活用し、授業改善につなげる。
- ④ インターネット上での生徒指導の問題が増加していることから、個人情報の保護、有害な情報や SNS を介したネットトラブル等の未然防止策や対応策について理解を深めるとともに、保護者への啓発に努める。
- ⑤ 学校 CIO と情報化推進リーダーを中心として、各校において教育の情報化の推進体制を整備し情報教育の充実に努める。
- ⑥ 校務全般に関わる情報セキュリティを高めるため、情報化推進委員会等が中心となり情報セキュリティの確保などに十分配慮した校内体制の整備に努めるとともに、教職員の意識の向上を図る。

(12) 環境教育

- ① 児童生徒の発達の段階に応じて、自然体験をはじめ様々な体験活動や探究活動を通して、環境について重要性和課題等の理解を深め、持続可能な社会を構築することの必要性の理解を促す指導を推進する。

(13) 福祉教育

- ① 学校の教育活動全体を通して、人間尊重の精神を基盤とした福祉教育のねらいである「福祉の心、福祉の理解、福祉の実践」の調和を図り、実践しようとする意欲と態度の育成に努める。
- ② 家庭や地域との連携を図りながら、発達の段階に応じた具体的な体験活動を通して、協力・奉仕する態度や福祉に関する問題を解決する実践力を育てられるよう、各

教科等との関連を大切にした指導計画の作成に努める。

(14) 人権教育

- ① 児童生徒の実態や発達の段階を踏まえ、組織的・系統的に推進するよう、各教科等との関連を図るとともに、指導方針や指導内容を明確にした指導計画の作成と指導の充実に努める。
- ② 性的マイノリティ等への配慮を含め、性別にとらわれることなく互いの人権や個性を尊重し合い、教師と児童生徒、児童生徒同士の望ましい人間関係づくりなど、一人一人を大切にした学年・学級経営及び生徒指導に努める。
- ③ 豊かな心情や人権尊重の精神、互いによりよく生きようとする「共生の心」を育成するための教材開発や指導方法の研修に努める。
- ④ 新型コロナウイルス感染症に対する誤解や偏見に基づく差別がないよう、人権に配慮した指導に努める。

(15) 図書館教育

- ① 「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を果たし、児童生徒が主体的に読書活動や学習活動を進められるように、蔵書や資料の整備、読書環境の充実に努める。
- ② 司書教諭等を中心に教職員の協力体制の確立を図り、読書が好きな子供を増やすとともに、学校図書館が子供の「心の居場所」となるよう努める。
- ③ 児童生徒自身が、目的に応じて本を選んだり、学習に必要な資料として主体的に本を活用したりする態度を育成するために、「第4次みやぎ子ども読書推進計画（平成31年4月）」を踏まえ、公立図書館等との連携に努め、授業に生かすことができるよう読書活動の充実に努める。
- ④ 図書ボランティア活動など家庭や地域社会と連携した指導を積極的に推進していくことによって、地域に開かれた学校図書館づくりに努める。

(16) ふるさと教育

- ① 幼児や児童生徒の実態や発達の段階を踏まえ、地域の自然や歴史、文化、社会などの特色を生かした指導計画の作成及び改善に努める。
- ② 志教育との関連を図りながら、学校のエデュケーション全体を通して郷土愛や自然愛の涵養を図るとともに、災害（東日本大震災や台風による水害等）からの郷土の復興を目指して努力したり、ふるさとの発展に寄与したりしようとする心情と態度の育成を図る。
- ③ 地域の自然や歴史、文化、社会等の地域素材を活用した学習活動を積極的に進めるとともに、幼児や児童生徒が地域の人々と関わったり、地域の諸行事に参加したりするなどの体験的な活動の充実に努めることによって、郷土に対する愛着が深まるようにする。

(17) 主権者教育等

- ① 学校種に応じた主権者教育等の充実に努める。幼稚園等においては、お使いや買い物に興味を持つ、身の回りのものを大切にする、協力することの大切さを知るなど、人やものとの関わりを重視した様々な体験を通して、幼児自らが気づき、考えられるよう工夫する。
- ② 小・中学校においては、社会科や家庭科、技術・家庭科等の学習を通して、生活する上で必要な基礎的な知識を身に付けられるようにするとともに、インターネット等情報社会との接し方について理解を深められるようにしたり、主権者として納税の義務があることや税金の使われ方に関心を持つことの大切さについて理解させたりするために、関係機関との連携を図り、指導の充実に努める。
- ③ 成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえた、教員の研修機会の充実に努める。

(18) へき地・分校教育

- ① 地域の特性と児童生徒の実態を踏まえ、学校の教育課題の解決に向けた教育課程の編成と実施に努める。また、小規模校の特色を生かし、創意ある教育活動を推進するとともに、個に応じたきめ細かな指導を充実させて基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。
- ② 学習指導においては、交流学习や合同学習等を目的に応じて計画的に行い、社会性や協調性、発表力や表現力等を育てていく。また、地域素材の教材化や地域人材の活用を積極的に図るなど、郷土に対する児童生徒の興味・関心を高めるような指導の工夫に努める。
- ③ 複式学級の指導においては、「一人学び」と「共学び」を効果的に取り入れるなど指導の工夫と充実を図る。また、各学年で身に付けさせるべき学習内容を確実に指導できるよう、年間指導計画の工夫改善を図る。特に、A・B方式で行う場合には、目標や内容について2年間を見通した指導計画を作成し、重複や未履修がないように十分留意する。
- ④ 地域の生活様式、風俗、習慣、歴史、伝統文化、学校への期待等を的確に捉えるとともに、地域の教育課題を明らかにし、地域の人々との連携を図りながら地域に根ざした教育活動の推進に努める。
- ⑤ へき地以外の複式学級による指導については、日々の実践や校内研究を通して得た資料や記録を累積し、その成果や課題を自校の指導に生かすとともに、へき地以外の学校にも紹介し、相互の連携を図った取組がなされるよう努める。

3 生徒指導

- (1) 生徒指導主事（主任）やいじめ対策・不登校支援担当者等を中心として、全教職員が協力して指導に当たる校内指導体制の確立に努めるとともに、児童生徒理解や指導及び支援の方法、関係機関との連携等に関する研修を深め、教育活動全

体における開発的・予防的な生徒指導を計画的に推進する。

- (2) スクールカウンセラーと連携した校内教育相談体制を整備するとともに、教育事務所専門カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、各種相談機関等を活用し、必要に応じた教育相談が一層推進されるよう、保護者及び児童生徒に周知する。
- (3) 全ての教育活動において、児童生徒の自己決定を大切にした主体的な学習を展開するとともに、「分かる授業づくり」に努める。また、児童会・生徒会活動、縦割り活動等を生かし、集団としての共感的な人間関係づくりができるよう、活動の中で互いに認め合ったり協力したりしながら、自己有用感や自己存在感を味わわせる。
- (4) 生活習慣の乱れやいじめ、暴力行為等の問題行動、情報モラルに関わるインターネット及び携帯電話等のトラブルに対しては、広く情報を収集するとともに、日常から家庭と連携し、問題行動の未然防止や早期発見・早期対応に努める。
また、問題行動等が発生した場合には学校全体で迅速に対処するとともに、児童生徒の生命・心身を保護する観点から警察等の関係機関と連携して早期解決を目指す。（「みやぎ児童生徒サポート制度」等の活用 県警生活安全部少年課）
- (5) いじめの防止について

- ① いじめは、どの児童生徒にもどの学校でも起こり得る問題として捉え、加害者を生まないための未然防止に取り組むとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの早期発見に努める。

また、いじめを認知・通報を受けた場合には、全教職員の緊密な情報交換や共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、速やかに組織的に対応するよう努める。

- ② 学校の実情に合わせて、「いじめ問題対策委員会」等を活用し、スクールカウ

セラー等専門的な知識を有する者やその他の関係者を加え、実効的ないじめ防止等の対策に取り組む。

【いじめの解消について】

「いじめにより被害者が心身の苦痛を感じていないこと」「行為が止んでいること」を見取り、少なくとも3か月を目安として経過観察を行う。

（「いじめの防止等のための基本的な方針」平成29年3月14日改訂）

- ③ 発達障害が疑われる児童生徒が関わるいじめについては、障害特性を踏まえた指導に努める。

（6）不登校児童生徒への支援について

- ① 不登校は、どの学校でもどの児童生徒にも起こり得ることとして捉え、全教職員による日頃からのきめ細やかな観察のもと、情報共有と共通理解を基盤として、学校全体で組織的・継続的に未然防止、初期対応、社会的自立に向けた支援に努める。

- ② 不登校傾向の児童生徒に対しては、欠席が長期化しないよう、電話連絡や家庭訪問を行い、支援を充実するとともに、観察記録の累積に努める。

また、早期にいじめ対策・不登校支援担当者等を中心として支援チームを編成し、定期的な会議の開催等による情報の共有を図る。

- ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携してアセスメント（見立て）を行い、個別の支援計画を立てて児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。また、訪問指導員の活用や、学校内の居場所づくりを工夫するなど、社会的自立に向けた環境整備を図る。

- ④ 不登校のきっかけの一つとしていじめが疑われる場合には、重大事態として速やかに設置者（市町教育委員会）に報告し、調査を開始する。

4 特別支援教育

- （1）個々の子供の障害の状態等を十分に理解した上で指導内容や指導方法を工夫し、適切な指導・支援の充実に努める。また、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の一層の整備に努めるとともに、地域のセンター的役割を担う特別支援学校や総合教育センター等の専門的な助言又は援助を活用しつつ、研修の充実を図り、専門性の向上を目指す。
- （2）個別の教育支援計画の作成・活用について

- ① 特別支援学級及び通級指導教室では、幼児期から卒業後までの長期的な視野に立ち、本人及び保護者の積極的な参画を得て、個別の教育支援計画を作成する。
- ② 就学前から就学後まで一貫した適切な支援を行うため、次年度への引継ぎを確実にするなど、各学校園での切れ目のない支援に努める。特に、異校種間での引継ぎを確実に行うようにする。

（3）個別の指導計画の作成・活用について

- ① 子供の実態を的確に把握し、一人一人の教育的ニーズに対応した指導目標や指導内容、指導方法等を具体化した個別の指導計画を作成し、発達の段階や障害に配慮した適切な指導と必要な支援、合理的配慮の提供を行う。
- ② 学習状況の確認と適切な評価を行い、指導の改善に役立てるとともに次年度の引継ぎに活用する。

- （4）通常の学級に在籍する障害のある子供などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用を努めるようにする。

- （5）通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習については、「共に学ぶ」ことを大切にしながら、全教職員の共通理解と協力体制のもとに進める。内容や方法については、双方の教育的ニーズに対応した内容、場の設定等を十分に検討し、ねらいを達成できるようにする。

また、一人一人の学びの様子や変容などを的確に把握しながら工夫改善に努め、

早期から組織的・計画的・継続的な取組となるようにする。

- (6) 就学に当たっては、子供の将来を見据えた長期的な視点に基づき、保護者や関係機関等との相談の機会を適切に確保し、保護者との合意形成を大切にしながら、子供にとって最も適した教育の場を選択できるように支援する。
- (7) 進路指導では、児童生徒の希望と実態を的確に把握しながら指導計画を作成し、能力・適性に応じて自らの意思による適切な進路選択ができるよう支援する。進路決定に当たっては、保護者の理解と協力のもと、本人の進路希望を尊重しながら適切な指導と支援に努める。

5 幼稚園教育

- (1) 幼児、家庭及び地域の実態を的確に把握し、園の教育課題を明確にするとともに、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえ、創意ある教育課程の編成と実施に努める。
- (2) 園生活における幼児の発達の過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、幼児の興味や関心、発達の実態を踏まえ、具体的なねらい及び内容を明確にした指導計画を作成する。
- (3) 教師は、幼児一人一人の理解者、共同作業者等、様々な役割を果たし、幼児が、幼稚園生活の中で他者への思いやりや善悪の認識等、規範意識や道徳性の芽生えが培われるよう指導を工夫する。また、自分の気持ちを調整する体験を重ねられるよう指導の充実を図る。
- (4) 子供の発達や学びの連続性を確保できるよう、アプローチカリキュラム等の指導計画を作成・改善に努める（参考：宮城版保幼小接続期カリキュラムの実践に向けて）。幼児期の教育の成果が小学校につながるよう、より実効性のある保幼小の連携の推進を図る。また、幼児同士、幼児と児童の効果的な交流に加え、保育者と教師の情報交換や合同研修などを通

して「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、それぞれが果たすべき役割についての理解を深める。

- (5) 家庭や地域との連携を一層進める中で、「はやね・はやおき・あさごはん」等の基本的な生活習慣の育成や規範意識の醸成を図り、健全な心身の基礎を培うよう努める。
- (6) 特別な配慮を要する幼児については、個々の実態に応じて、家庭及び関係機関等との情報共有を図り、個別の支援計画や個別の指導計画の作成、活用を図りながら適切な支援に努める。また、保護者の学びの機会を充実させたり、課題を抱える家庭の孤立を防いだりするなど、関係機関と連携しながら適切な配慮を行う。
- (7) 幼児の安全確保のために、緊急事態に迅速かつ適切に対処できる危機管理マニュアル等を整備するとともにその周知徹底により安全管理体制の改善に努める。
- (8) 学校評価については、結果の公表に努めるとともに、カリキュラムマネジメントとの関連を図りながら教育活動の組織的な改善を行い、開かれた幼稚園づくりにつなげる。

6 開かれた学校づくり

- (1) 保護者や地域社会の学校教育への期待と要望を的確に把握し、経営方針や教育活動の策定に生かすようにする。また、学校の教育目標や教育方針、教育計画の内容等を保護者や地域社会に明確に説明し、理解を得るよう努める。
- (2) PDCA サイクルに基づいた学校評価システム（いじめ対応に関する項立てを含む）を構築・推進し、学校教育目標の到達度や教育課程の実施状況等の公表に努めるとともに、学校における教育活動を積極的に公開する。さらに、学校評議員制及び学校運営協議会制度の積極的な活用を図る。
- (3) 地域の人材活用や社会教育施設との連携など地域社会と結びつけた教育を展開

する。

- (4) 保護者や地域社会の様々な要望に対応する学校の組織づくりを進め信頼関係を深めていく。

7 研修

(1) 園内研究・校内研究

- ① 自園・自校の教育課題と幼児や児童生徒（以下、児童生徒という）の実態を踏まえ、指導の改善に結び付く実践的な園内研究・校内研究を推進するよう努める。研究主題、副題、研究仮説または研究の視点の設定に当たっては、児童生徒等に身に付けさせたい力を明確にしながら、研究の内容と具体的手立てとの整合性を図り、研究が一貫した取組となるようにする。
- ② 校内研究については、協働による授業づくりを大切にする。また、研究に当たっては、研究授業を中心とし、研究主任や授業者だけでなく、教職員一人一人が主体的に研究授業に関わることができるよう研究体制や組織の整備を図る。
- ③ 研究授業においては、授業仮説や研究の視点の中に具体的な指導の手立てを位置付け、その有効性の検証に努める。その際、授業のねらいが達成できたかどうかという点を吟味することも大切である。検証に当たっては、児童生徒等の具体的な姿から見取ることに加え、数値的な評価等も取り入れていく。また、単元や題材全体を通して明らかにしていくものと1単位時間の中で明らかにしていくものを明確にし、より具体的な成果が把握できるよう工夫する。
- ④ 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図るなど、授業改善のPDCAサイクルを意識し、指導と評価の一体化に努める。

(2) 各種研修

- ① 今日的な教育課題や各自の課題解決のため、各種研修会・講習会等に積極的に

参加し研修に努める。また、研修した内容を校内で伝達することにより、教職員全体の資質や能力の向上を図る。

- ② 園や学校の実情に合わせて、保育・教科指導に関する研修や実技研修など、多様な園内研修・校内研修を計画的に実施し、教職員の実践的な指導力向上に努める。また、いじめ・不登校の未然防止・早期対応に関する研修や、特別な配慮を必要とする児童生徒等の理解に関する研修等を計画的・組織的に行うようにする。
- ③ 初任者研修(1年目・2年目・3年目)、5年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修を園・学校全体の研修の機会として捉え、計画的な授業参観・授業提供、事後検討会等の校内支援体制を整えとともに、教職員相互の指導力向上を図りながら研修を推進する。